

## 専門職大学院認証評価報告書

教育機関名称	神戸情報大学院大学 情報技術研究科
教育機関名称(英語)	Kobe Institute of Computing Graduate School of Information Technology
専攻名称	情報システム専攻
専攻名称(英語)	Master of Science in Information Systems
学位名称	情報システム修士(専門職)
提出日	2025(令和7)年3月

- (1) JABEEは本認証評価報告書を文部科学大臣に報告する。  
また、専攻が提出した自己評価書(本文編)とともに、本認証評価報告書をJABEEホームページで公表する。
- (2) JABEEは、認証評価報告書において「適合」と判定された専攻に対し適格認定証を交付する。
- (3) 適格認定を受けた専攻は、認証評価報告書を受け取ってから2年以内に、「弱点(W)」と判定された項目についての改善報告書をJABEE会長宛に提出しなければならない。  
また、認証評価報告書を受け取ってから2年以内に、「懸念(C)」と判定された項目についての改善報告書をJABEE会長宛に提出することができる。
- (4) JABEEは、改善報告書を検討、審議し「改善報告書検討結果」を決定する。  
その後、速やかに当該認定大学に通知するとともに、JABEEホームページで公表する。

## 専門職大学院認証評価 総合的所見

適格認定の可否	適 合	
可否の判定根拠	日本技術者教育認定機構が定めた50項目の産業技術系専門職大学院基準のすべてにおいて、D(欠陥)と評価された項目はない。	
評価の記述	S(優良)	認証評価基準に照らして、当該項目における専攻の取り組みが、特に評価に値する。
	A(適合)	当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準を満たしている。
	C(懸念)	当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準を満たしているが、改善が望まれる。したがって、当該項目が認証評価基準への完全な適合を継続するためには、何らかの対応が望まれる。
	W(弱点)	当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準をほぼ満たしているが、その適合の度合いが弱く、改善を必要とする。したがって、適合の度合いを強化する何らかの対応が必要となる。
	D(欠陥)	当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準および対応する法令を満たしていない。したがって、当該専攻は、認証評価基準に適合していない。
	-(該当なし)	当該項目で定められた条件に該当しないため、評価の対象としない。
全般的な長所・問題点・コメント	<p>★長所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの授業でのハイフレックス方式の授業の採用</li> <li>・探究実践プラクティスを軸とした自律型人材の育成</li> <li>・地元自治体や企業との連携を積極的に行っている。</li> <li>・多様な国籍およびバックグラウンドを持つ留学生の積極的な受け入れ</li> </ul> <p>★問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の年齢構成や教員構成の偏りの改善が望まれる。</li> <li>・教員間の連携を通じて得られた教育上の成果を具体的に示す取り組みを、より充実させることが望まれる。</li> <li>・研究者教員の研究時間を確保するための取り組みが望まれる。</li> <li>・FD活動と教育改善プロセスの対応関係をより明確にすることが望まれる。</li> </ul> <p>★コメント</p> <p>学長・副学長を中心として、組織全体での教育改善活動が進められている。情報分野では技術革新の速度が極めて速いため、様々な技術を活用した取り組みの推進が強く望まれる。</p>	

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
1	<b>基準1：専攻の使命・目的および学習・教育目標の設定と公開</b>	A	基準1(1)～1(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した
1(1)	専攻の使命・目的は、学術理論及びその応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う専門職大学院として、社会の要請を踏まえて明確に学則等に定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。	A	<p>専攻の使命・目的は「人間力を有する高度ICT人材の育成」であり、学則の第1条に明確に定められている【資料番号1-1, p. I-2】。学則はホームページ内の情報公開ページに公開されており、広くアクセス可能である。</p> <p>また、パンフレット冊子やデジタルパンフレットも同じURLで公開されており、これらの媒体を通じて使命・目的が社会に対して公開されている。これにより、学生・教員だけでなく、社会全体にも専攻の使命・目的が周知されている。</p> <p>さらに、専攻の使命・目的は国内の社会的要請だけでなく、アフリカ等の海外諸国におけるICTによるイノベーションの実践に対する日本への期待や要請にも応えている。これは、DX推進スキル標準等、IPAの信頼できるデータを根拠にIT人材が社会の要請であることを確認している。</p> <p>以上のことから、専攻の使命・目的は社会の要請を踏まえて明確に学則等に定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていると判断できる。</p> <p>以上のことから、基準を満たしている。</p>
1(2)	修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。	A	<p>修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）は定められており、学生・教員だけでなく社会にも公開されている。</p> <p>【資料番号1-2】により、ディプロマ・ポリシーが明確に定められていることを確認した。また、その内容はウェブサイト等を通じて社会に広く公開されていることも確認した。</p> <p>5年前には、ディプロマ・ポリシー（DP）とカリキュラム・ポリシー（CP）の混同が見られ、DPの中でCPの内容に言及するなどの問題が指摘されていた。しかし、現在はこの混同が解消され、ディプロマ・ポリシーがカリキュラム・ポリシーと独立して明確に定義されている。</p> <p>さらに、以前はDPで述べられている2つの人材育成目標が、ICTプロフェッショナルコースとイノベータコースのそれぞれに対応していると推測され、あいまいさがあった。しかし、現在は両コースに共通するディプロマ・ポリシーが設定され、より具体的な記述に改善されている。</p> <p>以上のことから、基準を満たしている。</p>

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
1(3)	<p>専攻の使命・目的に沿って高度な専門職業人を育成するために、学生が課程修了時に保有しているべき知識・能力を、社会の要請を反映させつつ、学習・教育目標として明確に設定しており、学生および教員に周知していること。その知識・能力には、下記の(i)～(vi)が含まれていること。</p> <p>また、当該専攻がその特色として、(i)～(vi)以外の知識、能力を修得・涵養させているときには、これを明示していること。</p>	A	<p>「社会課題×IT技術」という明確なコンセプトに基づき、人材育成目標を設定している。高度ITスキル、人間力、倫理の習得について、詳細な項目が定められており、基準を満たしている。</p> <p>新たな根拠として、社会の要請を反映させた学習・教育目標が設定されていることを追加資料によって確認した。具体的には、カリキュラム方針を毎年作成し、新入生ガイダンスなどで学生および教員に周知している。</p> <p>また、学生が課程修了時に保有すべき知識・能力として、以下の(i)～(vi)が含まれていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 知識：「ICT技術系科目」と「ICT応用系科目」により習得</li> <li>(ii) 分析・解決能力：「探究実践系科目」として必修科目で提供</li> <li>(iii) 基礎的素養：「基礎領域科目」により涵養</li> <li>(iv) 継続学習能力：探究実践プロセスを通じて育成</li> <li>(v) コミュニケーション能力：グループワークの導入により強化</li> <li>(vi) 倫理：2015年から「技術者倫理」を開講</li> </ul> <p>過去には、AI、データサイエンス、IoT、アジャイル開発等の最新技術に関する目標設定の明確化が課題とされていた。現在は、これらの分野に関する科目の充実や目標の明確化が進められており、継続的な取り組みがなされている。</p> <p>以上のことから、基準を満たしている。</p>
1(4)	<p>研究科及び専攻（以下「研究科等」という）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。</p>	A	<p>「情報技術研究科」「情報システム専攻」の名称は、研究科および専攻として適当であり、その教育研究上の目的にふさわしいものであると考える。これらの名称は、高度なIT人材の育成という専攻の使命・目的に合致しており、情報技術および情報システムに関する教育研究を行う組織として適切である。</p> <p>以上のことから、特段の問題はなく、基準を満たしている。</p>

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
2	基準2：学生受け入れ方法	A	基準2(1)の根拠・指摘事項および評価に基づいて評価した
2(1)	<p>学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生を入学(編入学・転入学を含む)させるため、入学者の受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に設定しており、学内外に公開していること。それを選抜の方法等に反映させて、公正、適切に実施していること。</p>	A	<p>学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生を入学させるため、入学者の受け入れの方針(アドミッション・ポリシー、以下AP)が明確に設定され、学内外に公開されている。また、それを選抜の方法等に反映させて、公正・適切に実施している。</p> <p>APは二つの育成人材像を定め、そのような人物が持つべき能力がAPとして明記され公開されていることを【資料番号1-2】、【資料番号2-1】によって確認した。ICTプロフェッショナルコースとICTイノベータコースのAPがウェブ上で公開されており、学内外に周知されている。</p> <p>ICTプロフェッショナルコースでは、日本語での授業を前提として4月に新入生を受け入れ、一般選抜と社会人特別選抜という二種類の選抜方法を設定している。一方、ICTイノベータコースでは、英語での授業を前提として10月に新入生を受け入れ、多様な受験生(国籍・専門性等)に対応するため、英語での試験やオンライン試験を実施している。</p> <p>公正・適切な選抜の実施については、面接票で確認した。入学者の選抜には、入試判定会議による審議を経て、副学長が承認していることから、選抜が公正かつ適切に行われていると判断できる。</p> <p>ICTをこれまで学んだ経験がない者であっても、修了後のキャリアを具体的に描けるよう、入学者にはICTキャリア教育を行っている。ICTを学んでいない学生向けには、基礎的な学部レベルの教育を提供し、通常の学生よりも10単位多い40単位以上の取得単位数を修了要件とすることで、IT基礎知識やスキルを修得する機会を10単位分履修させていることを、基準6に対する自己評価書の記述で確認した。春の新入生は、これらの基礎知識やスキルを修得するための科目が前期に開講されており、履修しやすい環境が整っている。しかし、秋の新入生については、学部レベルの講義を履修しやすい環境の整備が望まれる。これにより、ICT未修者でも円滑に基礎知識を習得できるようになることが期待される。</p> <p>以上のことから、基準を満たしている。</p>

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
3	基準3：教育方法	A	基準3(1)～3(11)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した
3(1)	教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。また、カリキュラム・ポリシーの策定にあたっては、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に意を用いていること。	A	<p>教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー、以下CP）が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されている。また、CPの策定にあたっては、ディプロマ・ポリシー（DP）との一貫性の確保に意を用いている。</p> <p>過去には、ICTプロフェッショナルとICTイノベータの2つのコースで、入学者の層が異なるにも関わらず、CPが同一であり、DPとの混同が見られることが指摘されていた。さらに、両コースが実質的にほぼ同一のカリキュラムを履修できる教育課程になっていることから、コース名称の見直しも含め、DPとCPの一貫性を明確にする改善が望まれていた。</p> <p>これに対し、今年の審査を通じて、CPが設定され公開されていることを【資料番号1-2】で確認した。また、DP→教育目標の設定→CPの定義という流れによって、DPとCPの一貫性を確保していることが明らかになった。自己評価書では、CPの設定プロセスのみを評価して一貫性を主張していたが、追加資料の2024年度カリキュラム方針では、AP（アドミッション・ポリシー）、CP、DPの関係が明示されており、目標ごとに教育内容が一貫していることを確認できた。</p> <p>これらの改善により、DPとCPの混同は解消され、DPとCPの一貫性が確保されている。また、CPはウェブを通じて学生・教員だけでなく社会にも公開され、周知されている。以上のことから、基準を満たしている。</p>
3(2)	学生に学習・教育目標を達成させるために、カリキュラムを体系的に設計しており、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。	A	<p>カリキュラム体系は、「ICT技術系科目」、「課題解決系科目」、「探究実践系科目」の3つの領域で構成され、ディプロマ・ポリシー（DP）に掲げる目指す人材像に対して、どのような科目を履修すればよいかを体系的に示されている。</p> <p>また、カリキュラムの体系的な設計が【資料番号3-1,2】によって確認された。学生には履修要覧【資料番号3-2】を通じて、教員にはシラバス作成依頼時に配布されていることを自己評価書およびD22で確認した。また、各科目と特定課題研究の関係性について学生・教員に開示していることを確認した。これにより、3つの領域に基づいて構成されたカリキュラムが、学習目標の達成をサポートしている。</p> <p>さらに、Moodleにより学生および教員にカリキュラムに関する詳細な情報を開示し、ITキャリア教育により系統的な履修および履修変更を支援している。</p> <p>以上のことから、特段の問題はなく、基準を満たしている。</p>

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
3(3)	<p>カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、講義、討論、演習、PBL、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。</p>	A	<p>カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、講義、討論、演習、PBL、インターンシップ等の適切な教育手法や授業形態を採用しており、アクティブラーニングをはじめとする実践教育に熱心に取り組んでいる。</p> <p>また、シラバス作成ガイド【資料番号1-3】によって、目標毎に多様な授業形態が適用されていることを確認した。具体的には、教育目標に合わせて、講義、演習、実験、議論、発表、フィールドワークなどの授業形態を採用している。さらに、各科目と学習・教育目標との対応関係の明確化についても、シラバス作成ガイドで指示されていることを確認した。科目の学習目標と教育目標との対応関係をシラバスに明記するよう指示されており、これにより学生および教員が科目の位置づけを理解しやすくなっている。</p> <p>これらの取り組みにより、各科目と学習・教育目標との対応関係が明確に示されており、適切な教育手法や授業形態が採用されていることが確認できた。</p> <p>以上のことから、特段の問題はなく、基準を満たしている。</p>
3(4)	<p>カリキュラムの設計に基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。</p> <p>また、シラバスでは、科目ごとに、カリキュラム中での位置づけを明らかにしており、その教育の内容・方法、履修要件、この科目の履修により達成できる学習・教育目標、および成績の評価方法・評価基準を明示し、それによって教育および成績評価を実施していること。</p> <p>なお、成績評価にあたっては、各学生のその科目の最終的な合否・水準判定だけでなく、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価にも努めていること。</p>	A	<p>カリキュラムの設計に基づき、授業計画書(シラバス)を作成し、学生および教員に開示している。過去には、シラバスで成績評価基準が明確でないケースや、授業形態が不明確、シラバスの所在が分かりにくいといった問題が指摘されていたが、今年の審査で以下を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シラバスはカリキュラムに従って作成されている。</li> <li>・ウェブサイトでシラバスが公開され、授業内容、到達目標、評価基準などが明示されている。</li> <li>・成績はシラバスの達成度評価に基づいている。</li> <li>・学生個別の達成度評価に努めている。</li> </ul> <p>これらの改善により、シラバス作成マニュアルの指示に基づいて成績評価基準が明確化され、授業形態もシラバスで明確になった。ICTイノベータコースの英語のシラバスもウェブ上で容易にアクセスできるよう改善された。</p> <p>実地審査で、授業はシラバスに従って実施されていることを確認した。学生へのインタビューで達成目標の達成を確認し、教員へのインタビューで達成目標に達しない学生には不可を出していることも確認した。</p> <p>以上のことから、基準を満たしている。</p> <p>なお、情報システム専攻としてシステムズエンジニアリングの知識や実践を導入すると、より良いカリキュラムになることが期待される。例えば、ISO/IEC 15288:2023を参考にすることや、ISO/IEC 15288:2015に対応したハンドブックがINCOSEから出版されている。コンカレントエンジニアリングやテスト主導設計とも関連づけることが望まれる。</p>

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
3(5)	<p>学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検や、授業等での学生の理解を助け、勉強意欲を増進し、学生の要望にも対応できる仕組みの構築、学生および教員への仕組みの開示、およびその仕組みに従った活動の実施に努めていること。</p>	A	<p>学習の達成度の継続的な点検として、授業評価アンケートやアセスメントの実施（ICTプロフェッショナルコース）、研究室指導教員による学生ヒアリングを行っている。また、学生の授業理解を支援するため、合同ゼミの開講、eラーニング環境の提供（ICTプロフェッショナルコース）、学習相談体制の整備、図書室の充実を実施している。</p> <p>海外からの学生（主にICTイノベータコース）に対しては、専任の特別チューター（1名）およびアシスタント（1名）、学生によるチューター・アシスタント・メンター（各数名）による支援体制をとっている。</p> <p>今年の審査を通じて、学生自身による達成度の継続的な点検と実施について、授業アンケート（追加資料）、アセスメント（追加資料）、研究室指導教員によるヒアリング（追加資料：特定課題研究報告書）を確認した。また、勉強意欲を増進し、学生の要望にも対応できる仕組みの構築と開示として、オリエンテーションの実施や相談窓口の設置を確認した。さらに、アセスメントの実施により、定期的な成長確認が行われていることを確認した。</p> <p>以上のことから、これらの仕組みに特段の問題はなく、基準を満たしている。</p>
3(6)	<p>授業を行なう学生数は、授業の内容、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適切な人数となっていること。</p>	A	<p>授業を行う学生数は、授業の内容、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適切な人数となっている。</p> <p>授業は10名程度の少人数クラスを目指しているが、科目によっては40名程度になることがある。この場合、複数の教員やTAを配置し、授業報告書で学生の理解度を把握して対応をとっていることを確認した。研究室への配属は12名までとしており、適切な指導体制を維持している。</p> <p>また、2024年度の履修登録確認票を実地で確認し、授業の規模や学生数が適切に管理されていることを確認した。</p> <p>以上のことから、授業を行う学生数は教育効果を十分にあげられる適切な人数となっており、基準を満たしている。</p>
3(7)	<p>各年次にあわせて授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限を設定していること。</p>	A	<p>学生が各年次にあわせて授業科目をバランスよく履修できるよう、1年間に履修可能な登録単位数の上限を36単位に制限していることを「KICカリキュラムについて」で確認した。これにより、学生が一度に過度な単位数を履修することを防ぎ、学習負荷の適正化と学習効果の向上を図っている。</p> <p>これにより、基準を満たす。</p>
3(8)	<p>一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とするとともに、各授業科目の授業は、原則として10週または15週にわたる期間を単位としたものとなっていること。</p> <p>夜間授業および集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合に行っていること。</p>	A	<p>一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則としているが、本専攻では一つの科目が約2か月（1期あたり8週）で完結する短期集中型の6期制を採用し、1年間に約48週の授業を行っている。これは、ICTの素養を持たない入学者に対して、授業の順次性を確保するためであり、教育上特別の必要があると認められる。</p> <p>また、社会人向けに夜間授業を開講している。これも教育上特別の必要があると認められる。</p> <p>以上のことから、これらの仕組みにおいて特段の問題はなく、基準を満たしている。</p>



番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
3(9)	多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、その教育効果が十分期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。	S	ICTイノベータコースでは、アフリカ諸国との遠隔授業を通じて探究プラクティスの実践を行っている。現地の課題や認識をリアルタイムに共有することで、教育効果を最大限に引き出していることが認められる。また、双方向通信（テレビ会議システム）を活用し、法令の要件を満たしている。 さらに、本年度は多くの授業でハイフレックス方式の授業を実施しており、その点は評価に値する。教員および学生への面談により、法令の要件を満たしていることを確認した。 以上のことから、高く評価する。
3(10)	通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。	—	通信教育は行っていないため、該当しない。
3(11)	国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分確保されていること。 また、実習等の計画・指導・成績評価等に関し、実習先との連携体制が適切なものとなっていること。	—	インターンシップを単位化しておらず、カリキュラムにも組み込んでいないため、該当しない。 今後は、正規授業への移行（シラバスに提示する目的、単位数、成績評価方法などの検討）や、ICTイノベータコースでの実施方法を検討することが期待される。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
4	<b>基準 4：教育組織</b>	C	基準4(1)～4(16)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した
4(1)	教育研究に係わる責任の所在が明確になり、組織的な教育が行われるように、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされ、教員の適切な役割分担および連携体制が確保されていること。	A	大学の教員組織編成の基本的方針は自己評価書で確認した。また、教員組織の編成や教員の役割分担については【資料番号4-1】で確認した。これにより、教育研究に係わる責任の所在が明確になっていることがわかる。 教員間の連携体制については、組織が小規模であるため、研究室レベルでの教育連携だけでなく、教員間で密なコミュニケーションが取られていることを教員への面談で確認した。また、教務委員会と担当教員との打合せを通じてカリキュラム方針の議論も行っており、組織的な教育が実施されている。 以上のことから、基準を満たしている。
4(2)	カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と、事務職員等からなる教育支援体制が存在していること。	C	現在、専任教員は17名であり、そのうち14名が実務家教員となっている。これにより、カリキュラムを適切な教育方法で展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員が確保されている。 また、教職員による教育支援体制も存在している。進路・就職に関する業務については、法人本部管轄のキャリアセンターが学生委員会と連携し、支援を行っている。 以上から、教育支援体制は整っており、基準を満たす。 しかし、教員の研究時間を十分に確保できていない状況が課題として残っている。各分野を先導できる人材育成や科研費等の資金確保の観点から、教員の研究時間を確保するための取り組みが望まれる。
4(3)	専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。	A	特段の問題はなく、基準を満たす。
4(4)	専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱っていること。	A	特段の問題はなく、基準を満たす。
4(5)	法令上必要とされる専任教員数の半数以上の教員は、原則として教授であること。	A	専任教員として教授 10 名（特任含む）を配置しており、専任教員数11名に占める教授の比率は、9割以上である。従って基準を満たす。
4(6)	専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えていること。 (i) 当該専攻が対象とする分野について、教育上または研究上の業績を有する者 (ii) 当該専攻が対象とする分野について、高度の技術・技能を有する者 (iii) 当該専攻が対象とする分野について、特に優れた知識および経験を有する者	A	各専任教員の業績等を確認したところ、特段の問題はなく、基準を満たす。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
4(7)	専任教員のうちおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。実務家教員は、カリキュラムや担当科目の特質を踏まえ、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。	A	専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する実務家教員は14名であることを確認した。これは基準である3割以上を大きく上回っている。実務家教員の実務能力は、学生のプロトタイプや論文の作成において発揮され、適切な指導が行われている。また、実務家教員はカリキュラムや担当科目の特質を踏まえ、それぞれの実務経験と関連が認められる授業科目を担当している。以上のことから、特段の問題はなく、基準を満たしている。
4(8)	主要な授業科目は、原則として専任教員(教授または准教授)が担当していること。	A	主要科目である「探究実践演習」、「特定課題研究A」、「特定課題研究B」が専任教員によって担当されていることを確認した。これは、両コースにおける3科目の担当教員情報(自己評価書 専攻関係基礎データ 表3)によって確認できる。これにより、基準を満たす。
4(9)	専攻の教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮していること。	C	過去の審査では、特段の問題はなく、基準を満たしているとされた。しかし、今年の審査を通じて、教員の年齢層が56歳以上に著しく偏っていることが確認された。進歩の早い情報教育において、若手教員の雇用を促進するなど、教員の年齢構成の改善が望まれる。また、教育の多様化に力を入れている点は評価できるが、教員の多様性にも注力することが望ましい。特に、情報技術を専門とする女性教員が助教1名のみという状況は改善の余地がある。自己評価書にもあるとおり、教員構成の偏りの改善に今後も継続して努めることが望まれる。
4(10)	専任教員が当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合は、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっていること。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であること。	A	専任教員の教育研究以外の業務への従事については、以下の根拠から基準を満たす。 1. 17名の専任教員のうち14名が常勤専任教員であり、基準を満たしている。 2. 非常勤教員(週当たり勤務日数が3日以下)については、教育研究に関連する業務または実務に従事しており、教育研究の遂行に特段の支障が生じていない。 3. 必要に応じて教員同士が業務を補完し合う仕組みが整備されており、教育研究の遂行に支障がないことが確認されている。
4(11)	科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加していること。	A	科目等履修生の受け入れ状況について、以下の根拠から基準を満たしている。 1. 科目等履修生の入学資格には学力および履修済み科目の規定が設けられており、適切な選抜が行われている。 2. 2023年度に受け入れた科目等履修生の人数は二科目で延べ11名であり、教育に支障を来す状況ではない。 3. 専任教員の増加は行われていないが、現状の教育体制で十分に対応可能である。
4(12)	2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合、それぞれの校地ごとに必要な教員を備えていること。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授または准教授を少なくとも1名以上置いていること。	—	校地は1箇所であり、本項目に該当しない。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
4(13)	<p>教員の採用基準や昇格基準、教員の教育に関する貢献の評価方法を定め、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って採用・昇格および評価を実施していること。また、評価の結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされていること。</p>	C	<p>教員の採用基準や昇格基準、教育貢献等の評価方法に関する状況は、以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教員の教育に関する貢献等の評価方法については、学校法人全体の評価システムに従い、法人共通のフォームを活用して「目標及び育成面接」を実施している。</li> <li>2. 教員の採用基準および昇格基準については、本学の「教員選考規程」に明記されており、実地で確認された。基準は教員に開示されている。</li> <li>3. 2023年度における教育貢献等の評価の実績については、該当者がいないため、具体的な評価結果の適用例はない。</li> <li>4. 過去の指摘事項であった「採用や昇格に関する基準や方法のあいまいさ」については、本学の規程の整備および法人共通システムの活用により改善が図られている。</li> </ol> <p>以上の点を総合的に判断すると、教員の採用基準や昇格基準、教育貢献等の評価方法について、基準を満たしている。今後は該当者が出た場合における評価結果の適用例についても検証を行い、さらに透明性と適切性を高める取り組みが望まれる。</p>
4(14)	<p>カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。</p>	C	<p>教員間連絡ネットワーク組織の活動状況について、以下の点から基準を満たしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教員間の連携は、研究科ミーティング（毎月開催）および教務委員会を通じて行われている。これにより、関連する担当教員間での意見交換や連携が促進されている。</li> <li>2. 研究科ミーティングでは、学生の授業アンケート結果が共有され、授業報告書の作成が周知されており、これが連携および改善活動の具体的な実施に寄与している。これらの活動が有効に機能していることは、研究科ミーティング議事要旨およびFD実施記録で確認されている。</li> <li>3. 過去に指摘されていた「関連する教科間における連携等の体系的な対応の不足」については、研究科ミーティングや教務委員会での活動を通じて改善が図られている。個人ベースの連携から、より体系的な対応への転換が進んでいる。</li> </ol> <p>以上の点を総合的に判断すると、教員間連絡ネットワーク組織は有効に機能しており、科目間の連携強化および教育効果の向上に資する活動が実施されている。ただし、連携を通じて得られた教育上の成果を具体的に示す取り組みを、より充実させることが望まれる。</p>
4(15)	<p>教員の質的向上を図る仕組み(ファカルティ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。</p>	C	<p>教員の質的向上を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）活動について、以下の根拠から基準を満たしていると判断する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. FD活動は、授業報告書や特定課題研究報告書を通じて実施され、教育改善が進められていることが確認された。</li> <li>2. 追加資料4(15)では、FD活動が正当に行われていることが示されており、これを通じた教育改善の実施が確認されている。</li> <li>3. 過去に指摘されていた組織的FD活動の不十分さに関しては、学長・副学長を中心とした目標設定および体制整備が進められている。ただし、FDの議事録と教育改善のプロセスとの対応関係をより明確化する必要がある点については、改善の余地がある。</li> </ol> <p>以上の点を総合的に判断すると、現在のFD活動は基準を満たしているものの、教育改善のプロセスとの対応関係をより明確にすることにより、FD活動の透明性と効果のさらなる向上が期待される。この点について、継続的な改善が望まれる。</p>

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
4(16)	<p>職員の質的向上を図る仕組み(スタッフ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる職員に開示していること。また、それによって活動を実施し、有効に機能していること。</p>	A	<p>職員の質的向上を図るスタッフ・ディベロップメント (SD) 活動について、以下の根拠から基準を満たしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. SDの存在については、追加資料4(16)に示されたSD実施記録により確認された。</li> <li>2. SDの活動実績については、SD実施記録に基づき、職員の質的向上を目的とした研修が継続的に実施されていることが確認された。</li> <li>3. 教員と職員との連携強化を目的とした勉強会が、3ヶ月に1回の頻度で実施されており、これにより職員の専門性向上に加え、教育支援体制の充実が図られている。</li> <li>4. これらの取り組みは有効に機能しており、過去の指摘事項においても特段の問題がないとされていたが、今回の審査で改めてその有効性が確認された。</li> </ol> <p>以上の点を総合的に判断すると、職員の質的向上を図る仕組みは適切に整備され、実施されており、当該基準を十分に満たしている。今後も継続的な取り組みにより、SD活動のさらなる発展が期待される。</p>

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
5	<b>基準5：教育環境</b>	A	基準5(1)～5(8)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した
5(1)	学習・教育目標を達成するために必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室、図書(学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を含む)、情報関連設備等の環境を整備していること。	A	<p>学習・教育目標を達成するために必要な施設及び設備について、以下の根拠から基準を満たしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 実地調査において、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、無線LAN等の情報関連設備が適切に整備されていることを確認した。これらの環境は学習・教育目標の達成に十分寄与するものである。</li> <li>2. 「探究実践室」は学生の自習室として、学習環境の充実を図る取り組みの一環であり、各研究室から平等にアクセスできる場所に配置されている。その名称は、学習に対する教員の期待を学生に伝える工夫として引き続き評価できる。</li> <li>3. 教員および事務職員に対する情報セキュリティインシデントを含めた情報システム運用管理の強化が図られており、学内ネットワーク利用ガイドによる学生への情報セキュリティ対策も徹底されている。</li> <li>4. 図書館の蔵書については、技術進化に合わせた書籍や電子ジャーナルの充実が過去に推奨されていたが、今回の審査ではさらなる改善状況について具体的な確認ができなかった。この点については今後の継続的な取り組みが望まれる。</li> </ol> <p>以上の点を総合的に判断すると、教育環境は適切に整備されており、学習・教育目標の達成に対応している。ただし、図書館の蔵書や電子ジャーナルの充実については、引き続き改善が望まれる。</p>
5(2)	夜間大学院または昼夜開講制を実施する場合は、研究室、教室、図書館等の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっていること。また、学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)および事務処理体制が適切であること。	A	<p>夜間大学院または昼夜開講制における施設利用および教育上の配慮について、以下の根拠から基準を満たしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平日夜間の図書館や事務室等の利用については、過去の審査において、教員が交代で対応し、学生への配慮が行われていることが確認されており、引き続き同様の体制が維持されている。夜間および土曜日に教員が常駐し、教育研究上のアドバイスをを行う仕組みも継続している。日曜日の施設利用不可についても妥当性を欠くものではない。</li> <li>2. コロナ後に設けられた17時までの使用制限については、教育研究への影響が懸念されたが、教員面談の結果、特段の支障が生じていないことが確認された。このことは、学生の学習および研究活動に支障がない環境が維持されていることを示している。</li> <li>3. 教育課程や履修指導については、夜間受講学生に配慮した適切な指導が行われており、事務処理体制も円滑に運営されている。これにより、昼夜開講制における学生支援が適切に行われていることが確認される。</li> </ol> <p>以上の点を総合的に判断すると、夜間大学院または昼夜開講制における施設利用および学生への教育上の配慮は基準を十分に満たしており、教育研究に支障のない状態が維持されている。ただし、コロナ後の使用制限の影響については、引き続き状況を注視し、柔軟な対応を講じることが求められる。</p>

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
5(3)	専任教員に対して研究室を備えていること。	A	専任教員に対する研究室の設置およびその運用状況について、以下の根拠から基準を満たしている。 1. 専任教員に対して、それぞれ研究室が設置されており、必要な業務および研究活動を行う上で支障がない環境が整備されている。 2. 研究室の運用について、学生が鍵を持ち、研究室を利用することが認められている。これにより、学生との連携や指導が円滑に行われる体制が整えられている。 3. 機密性の高いデータを取り扱う場合については、別室での作業を行うよう運用が定められており、適切なデータ管理が確保されていることが確認された。 以上の点を総合的に判断すると、専任教員に対する研究室の設置およびその運用は基準を十分に満たしている。引き続き、適切な運用を維持することが期待される。
5(4)	科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当の校地および校舎の面積を増加していること。	A	科目等履修生等の人数が少ないため、特段の問題はなく、基準を満たす。
5(5)	2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合は、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設および設備を設けていること。	—	校地は1箇所であり、本項目に該当しない。
5(6)	大学院大学(独立大学院)の場合は、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有していること。	A	当該大学院大学における校舎等の施設の状況について、以下の根拠から基準を満たしている。 1. 収容定員110名に対して建物面積3,335㎡を確保しており、教育研究上の必要に応じた十分な規模の施設を有していることを確認した。 2. 基準5(1)に基づき、施設の適合性および運用状況を確認した結果、特段の問題は認められなかった。
5(7)	学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために必要な財源確保への取り組みを行なっていること。	A	学習・教育目標を達成するための財源確保に関する取り組みについて、以下の根拠から基準を満たしている。 1. 外部資金を調達する取り組みが継続して行われているものの、財源全体に占める割合は小さいことが実地調査により確認された。 2. 学生を公費留学生、私費留学生、公費支援を受ける日本人学生に分類し、計画的に財政状況を維持する仕組みが構築されていることをプログラム責任者との面談で確認した。これにより、安定的な財源確保が図られている。 以上の点を総合的に判断すると、財源確保に関する取り組みは適切に行われており、基準を満たしている。外部資金の割合が小さい点については、さらなる拡充が望まれるが、現時点での財政運営に大きな問題はない。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
5(8)	<p>学生の勉学意欲を増進、支援し、履修に専念できるための教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。</p> <p>また、通信教育を行う場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われていること。</p>	A	<p>学生の勉学意欲を増進し、履修に専念できる教育環境面での支援および助言のシステムについて、以下の根拠から基準を満たしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学生のレベルに応じて基本から学ぶ機会や、プロトタイプ作成および論文作成に関する高度な相談体制が整備されている。これにより、学生が必要に応じて適切な支援を受けることができる。</li> <li>2. 授業アンケートおよび修了生アンケートを通じて学生の声を把握する仕組みがある。特に留学生からは探究プラクティスをはじめとする教育システムに対し高い評価を得ており、学生のニーズに応じた配慮が行われている。</li> <li>3. ティーパーティの開催や、学生相談窓口を学外に設ける取り組みが継続されており、OB/OGによる教育や生活に関するアドバイスを提供する機会も開示されている。これらの取り組みは、学生からも高く評価されている。</li> <li>4. 新たな取り組みとして、「WakuWakuクラブ」による新入生と在校生の交流が行われていることを学生面談および追加資料5(8)で確認した。また、学生委員会が就職や研究の進捗状況を調査し、留学生の日本企業への就職支援活動が実施されていることも実地調査で確認された。</li> </ol> <p>以上の点を総合的に判断すると、学生の勉学意欲を増進し、履修を支援するシステムおよび活動は適切に実施されており、基準を十分に満たしている。引き続き、これらの取り組みを維持・発展させることが期待される。</p>



番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
6	<b>基準6：学習・教育目標の達成</b>	A	基準6(1)～6(5)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した
6(1)	学生に学習・教育目標を達成させるために、修了認定の基準と方法が適切に定められ、当該専攻にかかわる学生および教員に開示していること。またそれによって修了認定を実施していること。	A	修了認定の基準および方法、開示状況、実施状況について、以下の根拠から基準を満たしている。 1. 修了認定の基準と方法 修了認定の基準は、学則第6条および第15条に定められている。また、履修生規定においても修了認定の基準が規定されている。これらの内容については、資料提供が一部不足しているが、該当箇所が存在することが確認された。 2. 開示状況 学則は公開されており、履修生規定についても学生便覧を通じて学生および教員に開示されている。修了判定対象となる「特定課題研究B」のシラバスには評価方法が記載されており、これが学生および教員に周知されていることを追加資料6(1)-1, 2で確認した。 3. 修了認定の実施 修了判定会議が実施した修了認定の結果について、追加資料6(1)-3, 4および実地調査により確認した。2023年度修了予定者のうち1名が不合格となったが、これは修士論文が未提出であったことによるものである。修了認定の基準と方法が適切に適用され、基準に基づいた公正な判定が行われていることが確認された。
6(2)	修了認定に必要な在学期間および修得単位数を、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定していること。	A	特段の問題はなく、基準を満たす。
6(3)	在学期間の短縮を行なっている場合、法令上の規定に従って実施していること。また、その場合、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。	A	現時点では在学期間の短縮は実施されていないものの、以下のとおり法令および学則に基づいた運用が可能な状態にある。今後、対象者が発生した場合には、この運用が適切に行われることを確認する必要があるが、基準を満たしている。 1. 在学期間の短縮の実施状況 現在のところ、在学期間の短縮を実施した事例はない。自己点検書にも「在学期間の短縮を行っていない」と明記されている。 2. 学則の規定 学則第6条には、「主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合あるいは教育上の必要があると認められる場合、かつ教育上支障を生じないと認められる場合において、教授会での審議を経て、学長の承認のもとに一年以上二年未満の期間を修業年限とすることができる」との規定が設けられている。この規定に基づき、在学期間の短縮が認められる可能性があるが、これまでに対象者はおらず、適用事例もない。 3. 法令遵守および教育成果への配慮 学則の規定により、在学期間の短縮を実施する場合には、教授会での審議および学長の承認が必要であることから、法令上の規定に従い適切に運用される仕組みが整っている。また、対象者が出た場合には教育上の支障がないことを確認しつつ実施する方針であり、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮されることが期待される。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
6(4)	当該専攻外で修得した単位を修了条件として認定する場合は、教育上有益と認められ、かつ、その認定が当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないものであること。	—	当該専攻外で修得した単位は修了条件として認定していないため、該当しない。
6(5)	授与する学位の名称は、分野の特性や教育内容に合致する適切なものであること。	A	特段の問題はなく、基準を満たす。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
7	<b>基準7：教育改善</b>	A	基準7(1)～7(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した
7(1)	当該専攻は教育システムが基準1～6を満たしているかを点検・評価する仕組みを有すること。	A	<p>教育システムの点検・評価に関する仕組みと運用状況について、以下の根拠から基準を満たしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仕組みの有無 教育システムのPDCAサイクルに基づき、教務、学生、入試、FD、SD、自己点検・評価、情報システムの6つの委員会が責務を分担して運営を行っていることが表7-1「2024年度委員会体制」によって確認された。各委員会は関連部局と連携しながら、課題があれば教授会で審議を行い、改善に努めている。</li> <li>2. 評価の仕組み 授業アンケート、修了生アンケート、授業報告書、特定課題研究報告書、授業参観・研究室交流、勉強会・特別講演会など多様な方法で教育活動の評価が実施されている。特に授業アンケートの結果は具体的な授業改善に活用され、授業報告書に反映されている。これらの取り組みは実地調査および教員へのインタビューで確認された。</li> <li>3. 教育システム全体の点検 教育システム全体のチェックを毎年実施し、その結果を自己点検書としてまとめ、ホームページで公開している。この取り組みは、教育システムの透明性と説明責任を果たしている点で評価できる。</li> </ol>
7(2)	点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みを含み、また、点検・評価システム自体の機能も点検できるものであること。	A	<p>点検・評価システムにおける社会の要求や学生の要望への配慮、およびシステム自体の機能点検に関する取り組みについて、以下の根拠から基準を満たす。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会の要求や学生の要望に配慮する仕組み 教務委員会、FD委員会、自己点検・評価委員会が役割と責任を持ち、相互連携している。図7-1「本学の教育点検・評価システムの全体像」によれば、社会の要求を取り入れる形で科目の入れ替えが行われていることが実地調査で確認された。また、授業アンケートに基づく授業内容や運営の改善、教育目標やカリキュラムの定期的見直し、業界ニーズや技術の変化に対応した教育内容の更新が進められている。</li> <li>2. FD委員会の活動実績 FD委員会の議事要旨と図7-1の整合性に一部課題が見られるものの、教員間の非公式な打ち合わせや意見交換が日常的に行われていることが教員面談で確認された。このような非公式のコミュニケーションがシステム全体の実質的な効果を支えている。</li> <li>3. 点検・評価システム自体の機能点検 点検・評価システム全体のチェックが適切に行われており、その結果に基づく改善活動が進められている。神戸市やJICAとの既存のチャネルに加え、行政機関や産業界による会議体の設置が計画されており、その効果が期待される。</li> </ol>

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
7(3)	定期的な点検・評価の結果は刊行物等によって、積極的に学内外に公表していること。	A	<p>定期的な点検・評価の結果の公表状況について、以下の根拠から基準を満たしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自己点検書の公開状況 点検・評価の結果は毎年自己点検書としてまとめられ、ホームページにて公開されている。この取り組みは過去の審査においても確認されており、引き続き適切に運用されていることを確認した。</li> <li>2. 自己点検書の内容および改善点 自己評価書の内容は適切であり、公開の継続によって基準を満たしている。ただし、誤記がある場合は訂正することで、さらなる信頼性向上が期待される。また、教育改善の具体的な内容をより積極的に公開することで、学内外の理解を深める努力が望まれる。</li> <li>3. 学外への到達性の課題 学外への一般の人々が自己点検書にたどり着きにくい可能性がある。この点については、自己点検書へのアクセスを促進するための工夫（例えば、トップページや関連するニュースページからのリンク設置）が望まれる。</li> </ol>
7(4)	定期的な点検・評価の結果に基づき、教育システムを継続的に改善する仕組みがあり、有効な活動の実施に努めていること。	A	<p>教育システムを継続的に改善する仕組みと活動実績について、以下の根拠から基準を満たしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 点検・評価結果の反映 授業アンケートや修了生アンケートの結果が収集され、点検・評価の一環として活用されている。ただし、アンケート結果を基に具体的にどのような改善活動が行われたのかについての詳細な説明が不足している。改善活動の透明性を高めるため、アンケート結果と具体的な改善内容との関連を明示することが望まれる。</li> <li>2. 実際の改善活動 追加資料7(4)によれば、授業の改善が実際に行われていることが確認された。例えば、学生からのフィードバックに基づき、授業内容や運営方法が適宜見直されている。これにより、教育システムが継続的に改善されていることが裏付けられる。</li> <li>3. 継続的な改善の仕組み 定期的な点検・評価の結果が、教務委員会やFD委員会で審議され、改善案として取りまとめられている。これらの改善案は、教授会で承認を得た上で実施されることから、PDCAサイクルが適切に機能していると判断される。</li> </ol>

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
8	<b>基準 8：特色ある教育研究活動</b>	<b>S</b>	基準8(1)の根拠・指摘事項および評価に基づいて評価した
8(1)	特色ある教育研究の進展に努めていること。	<b>S</b>	<p>特色ある教育研究の進展に関する取り組みについて、以下の根拠から基準を十分に満たしており、高く評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 探究実践 (Tankyu Practice) を軸とした教育 ICTプロフェッショナルコースおよびICTイノベータコースにおいて、探究実践 (Tankyu Practice) を教育の中心に据え、課題発見・解決能力を育成している。この取り組みにより、自律型人材の育成が進められていることは特色として高く評価できる。</li> <li>2. 学外連携の推進 地元自治体や企業との連携を積極的に行っている。これにより、地域に根ざした教育研究活動が展開されており、学生が実践的なスキルを身につける機会が提供されている。これらの取り組みは、地域社会への貢献としても意義深い。</li> <li>3. 留学生の積極的な受け入れ 多様な国籍やバックグラウンドを持つ留学生を積極的に受け入れ、学内での国際的な視点を促進している。これにより、多様性を活かした教育環境が形成されている。また、留学生に対するサポート体制も充実しており、学生メンター制度などが有効に機能している。</li> <li>4. 行政機関等からの信頼の獲得 JICAや神戸市をはじめとする行政機関との連携により、アフリカや中近東地域の社会課題解決に向けたIT活用の実績を挙げている。これにより、国内外の社会的課題への貢献が進展している。</li> </ol>